

# シモキタ園藝部 会員規約

## 第1条（名称）

本会の名称を「シモキタ園藝部」とする。

## 第2条（事務局所在地）

本会の事務局を以下におく。なお、事務局を本会の住所地とする。東京都世田谷区北沢二丁目24-5（シモキタフロント株式会社内）

## 第3条（目的）

本会の目的を以下に記す。

園藝部では、まちの植物を地域の共有資源(コモンズ)とみなし、丁寧に手を入れ育てながら、植物から得られる恵みを活かした活動を行う。植物のサイクルに寄り添う園藝部の活動が循環することで、世代を超えてまちと自然を大切に作る心を育んでいく。

「コミュニティをつくる」

園藝部を通して様々な人が広くつながっていく

「園藝文化をつくる」

これまでの園藝の枠を超えた、新しい都市文化としての園藝を下北沢から発信する

「まちをつくる」

園藝を通じて生き生きしたみどり溢れるまち、健康的なまち、災害に強いまちづくりを実践する

## 第4条（活動内容）

- ・ 下北線路街および周辺地域の緑地管理
- ・ 下北線路街および周辺地域でのみどりに関するイベントの企画運営
- ・ 拠点の運営管理
- ・ 園藝をテーマにした研究活動
- ・ その他園藝部を通じて行う園藝やみどりに関する活動

## 第5条（運営）

本会では、月に一度全体会議を開催し、月ごとの活動報告や企画に関する会議を行う。なお、園藝部会議には入部の有無に関係なく誰でも参加できるものとする。

## 第6条（財務）

本団体の会計は、担当者によって適正に管理され、団体の透明性を担保するため収支等については常に会員に公表されているものとする。

## 第7条（会員）

この会は、代表者において入会を承認された以下のものを会員とする。

（1）正会員 本会の目的に賛同して入会の申込みをし、代表理事において入会を承認された個人

（2）賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会の申込みをし、代表理事において入会を承認された個人・法人または団体など

## 第8条（入会）

入会にあたっては、本会員規約に同意し、シモキタ園藝部入部申し込みフォームに必要な事項を記入し、当会が別に定める年会費を払い込みをする。

## 第9条（有効期間）

（1）会員有効期間は1年間とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。会計年度の途中から入会の場合の有効期間は直近の3月31日までとする。

（1）-1 ただし2022年1月1日より3月31日までの入会者の有効期限については、2023年3月31日とする。

（2）期間満了日の30日前までに、会員から本会に対し退会の連絡を提出した場合を除き、さらに会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

## 第10条（会費）

入会においては、会員は所属に応じて以下の金額を年会費として、本会が指定する方法により納入する。

### （1）正会員

社会人：3,000円

学生会員（大学生・大学院生・専門学校生）：500円

学生会員（高校生以下）：無料

### （2）賛助会員

個人：一口 3,000円以上

法人：一口 50,000円以上

行政：無料（2022年度）

地域団体：無料（2022年度）

なお、本会は、会員への事前の告知をもって会費を変更することができるものとする。

## 第11条 (会員の特典)

### (1) 正会員

正会員は、園藝にかかわる喜びをコミュニティにおいて享受するほか、次の各号に定める特典を有する。

- (1) 本会主催の事業への優先参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への優先参加
- (3) 地域における交流事業への参加
- (4) 園藝部名義の事業の企画・運営
- (5) 会員限定交流サイトの閲覧・投稿
- (6) 各種情報及び資料の提供
- (7) 本会WEBサイト上に会員名掲載（希望者）
- (8) 本会ロゴマーク・呼称の使用
- (9) 本会オリジナルグッズの割引

### (2) 賛助会員

賛助会員は、園藝にかかわる喜びをコミュニティにおいて享受するほか、次の各号に定める特典を有する。

- (1) 本会主催の事業への優先参加
- (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への優先参加
- (3) 地域における交流事業への優先参加
- (4) 各種情報及び資料の提供
- (5) 本会WEBサイト上及び拠点に会員名掲載（希望者）
- (6) 本会ロゴマーク・呼称の使用（範囲制限あり）
- (7) 本会オリジナルグッズの割引

## 第12条 (退会)

会員は、その退会の日から30日前までに退会の連絡を本会に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会連絡は不要とする。

3 年会費未納の場合で連絡の取れない場合、翌年度6月末をもって退会したものとみなす。

4 1項から3項までの場合、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第13条 (除名)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、除名されることがある。

- (1) 定款その他の規則・規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- (3) 本会に許可なく、本会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 本会に許可なく、本会与競業する行為を行った場合
- (5) 本会に許可なく、本会の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6) 本会に許可なく、本会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7) 本会に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (8) 本会又は本会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 本会の事業活動を妨害する等により本会の事業活動に悪影響を及ぼした
- (10) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘(これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む)を行なった場合
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### **第14条 (会員資格の喪失)**

前条の場合、会員は、その資格を喪失する。会員がその資格を喪失したときは、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

#### **第15条 (会員名簿及び個人情報の保護)**

会員については、本会が管理する会員名簿に登録する。

本会は、会員名簿に登録された個人情報の保護に万全を期すものとする。

#### **第16条 (報酬)**

園藝部の活動で生じる会員への報酬に関する考え方について下記のように定める。

- 会議等の全体的な活動はボランティアベースで行う。
- プロとしての仕事を園藝部で提供する場合には報酬を支払うことを基本とする。
- 報酬の支払いの有無、報酬の内容については、対象となる会員と協議の上決定する。
- 植栽管理等において責任の所在等を明示する必要がある際には、その業務の責任者を定め、責任者に対する報酬を協議の上で支払うこととする。
- 報酬のあり方に関する疑義が生じた際には園藝部で協議を行うこととする。

#### **第17条 (改正)**

この規約は本会内での協議の上、改正することができる。

#### **第18条 (設立年月日)**

本団体の設立年月日は、2020年3月28日とする。

#### **第19条 (その他)**

この規約に定めのない疑義が生じた場合には、会員内で協議の上定めることとする。